

みんなでチャレンジ♪ 自治体への政策提案

自分が暮らすまちの制度・しくみを快適に



目次

政策提案運動をすすめる 3

はじめに

自治するための取り組みをすすめます

統一テーマを設定し自治体への政策提案をすすめます

政策提案活動のすすめ方

政策提案運動の意義——快適な暮らしの道具に 9

活動の紹介 12

食と農：地場産・地域農産物供給・活用の促進…まち江戸川

エネルギー：エネルギーの自給…まちあだち

子ども：子どもの権利が守られるまちに…まち・にしたま

コラム：学校給食への牛乳選択制導入…多摩市

政治参加の方法 19

直接請求、請願、陳情、意見書、議会の傍聴、議員提案、ロビー活動

はじめに

生活クラブでは、これまで「生活に必要な材をつくる運動」、「生活に必要な社会的機能やサービスをつくる運動」、「人と人との関係を豊かにする運動」の3つの運動を実践してきました。その3つの運動の実践、生活や暮らしは自治体や国の政策や制度、政治と深く関係しています。

生活クラブ活動の基本テーマである「FEC+W自給圏」¹⁾は、生活に不可欠な機能を自治していく取り組みであり、その4つのテーマを基礎に生活を豊かにするためには政治への積極的な参画・発信が必要です。そのことから、「各専門委員会」による予算要望や「まちカフェ」などの開催をとおした「ひとこと提案」の取り組み、生活クラブ運動グループでまとめている「東京政策」などの取り組みをすすめてきました。

しかし、食の安全、食糧・食料自給、(都市)農業、原発・自然エネルギー、年金、介護、子育て、生活困窮者、経済格差・社会的孤立、雇用・労働(新しい働き方)をはじめ環境・まちづくりなど、生活課題・地域の課題は山積しています。

自治するための取り組みをすすめます

生活課題・地域の課題、市民が日常的に感じている課題や問題点を解決するためには、自治体への政策提案という視点を持ち《まちブロック単協—東京》が協力し、自治体や議会に提案する取り組みが必要です。生活クラブの活動は、自分で考え行動すること、「自治する」ことを基本としています。ローカルSDGsの実現には「サステナブル(持続可能な)生き方」を選択し、おたがいにたすけあう社会をめざして「生活

1) F:食料、E:エネルギー、C:ケアの略で、故内橋克人氏(評論家、旧2012国際協同組合年全国実行委員会・委員長)が提唱。W:ワークで、生活クラブとして加えた。

に必要な社会機能をつくる運動」を、自分たちで実行していくことが必要です。その推進のため、生活クラブ2030行動宣言（東京単協独自目標）にもとづき、統一したテーマを設定し取り組みます。

統一テーマを設定し自治体への政策提案をすすめます

統一のテーマを設定して組織的な運動をすすめ、基礎自治体への提案や要望、おおぜいの私の声をより大きくして届けます。

統一テーマですすすめることにより、①「自治体比較」が可能となり、自治体への提案内容をより具体化していくことにつながる、②短期・中期目標を設定しやすくなる、③都や国への提案を醸成していくことにつながる、④「まち」を超えた組合員のネットワークを育み、より充実した提案につながる、といった効果があります。

そして、請願・陳情などの活動を到達点の一つとするとともに、活動や提案した政策の情報を共有して運動のサイクルをつくり、その認識を深め高めるため報告の機会を設定します。さらに東京政策推進会議、ブロック単協、運動グループ政策担当などが協力して政策提案運動をすすめることで、「まち」と運動グループ政策担当などとの連携が深まります。

第1期（2021～2022年度）、第2期（2023～2024年度）は、以下の3つを統一テーマとしました。

テーマ1 東京の農業を守り育てる～地場産・地域農産物の供給・活用の促進

2030行動宣言・重要目標1 食料主権の考え方を基軸とした、国内生産の追求と、公正な調達を行います。

学校給食をはじめ公共施設・公立病院などでの地場産・地域農産物の供給・活用をすすめるための制度・しくみづくりを考え、提案します。

テーマ2 子どもにやさしいまちづくり

2030行動宣言・重要目標6 誰もが個性をいかしながら、安心して生活を営める地域と社会をつくります。

子どもの人権を尊重し、そこに暮らす市民のひとりとして、子ども自身の意見を十分に聞き、反映していく制度・しくみづくりを考え、提案します。

テーマ3 エネルギー自給の向上

2030行動宣言・重要目標5 原発のない社会をめざし、再生可能エネルギーの生産と普及に取り組みます。

太陽光・太陽熱エネルギーをはじめ個人や地域、自治体によるエネルギーの自給をすすめるための制度・しくみを考え、提案します。

なお、生活課題・地域の課題は多様であることから、それぞれの「まち」で優先すべきテーマがあれば独自のテーマを設定し取り組むこととし、各専門委員会などでの連携・共有をすすめます。

第1期：2021年度～2022年度

2021年4月15日 第1期スタート集会

基調講演：「市民が政策提案すること—政治を変える道具に」坪郷 實さん（早稲田大学名誉教授/NPOまちぼっと理事）

実践報告から：「動く地域が変わる～多胎児支援の取り組みから」西門 真紀子さん（まち葛飾）

第2期：2023年度～2024年度

2023年5月22日 第2期スタート集会

地域での取組み事例：

- 1) 食と農：まち江戸川 杉田 麻衣子さん
- 2) エネルギー：まちあだち 茂木 里香さん、泉 美智代さん
- 3) 子ども：まち・にしたま 末永 早希さん

政策提案運動の意義：坪郷 實さん（早稲田大学名誉教授/NPOまちぼっと理事）

政策提案活動のすすめ方

《組織運営》

「まち」が主体となって取り組むために、まち—ブロック単協—東京のそれぞれの活動を以下のようにイメージしてすすめます。

○まちや地域協議会

それぞれの「まち」が活動の主体となり、運動グループや他団体と連携して政策提案運動に取り組みます。

まちや地域協議会、各運動グループで協力してすすめるため、これまでの活動を振り返り、政策提案運動をそれぞれの活動方針や計画に位置づけ展開します。

地域協議会のない自治体や運動グループ政策担当のいない自治体については、東京政策推進会議メンバーがフォローしながら活動をすすめます。

○ブロック単協の役割

ブロック単協の方針に「まち」の政策提案運動を位置づけすすめるとともに、各「まち」の活動の状況・情報をブロック単協が集約します。

また、運動グループ政策担当との懇談会等を開催するなど、情報の共有、活動の促進を図ります。

○東京

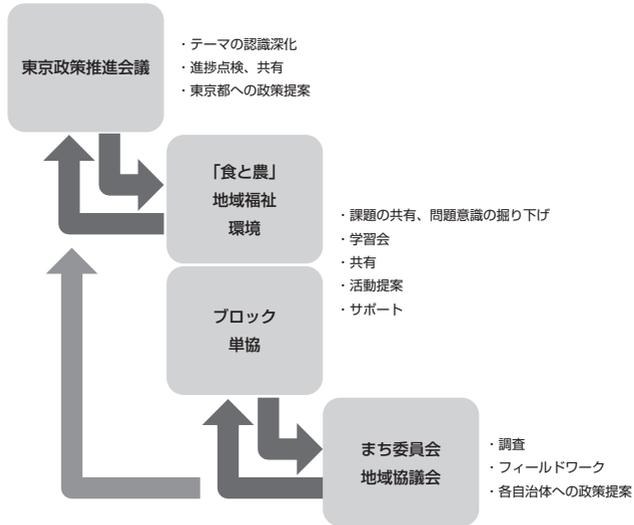
【専門委員会】

「食と農」「環境」「地域福祉」の3つの専門委員会は、「持続可能な生き方」を東京で実現する役割を担い、そのために政策提案運動を柱のひとつとして位置づけ、自治体政策への関心を高めて〔提案→運動→提案〕という運動のサイクルを創出します。

【東京政策推進会議】

東京政策推進会議は、東京全体で〔まち—ブロック単協—東京〕を貫

く政策提案運動のしくみをつくり、ブロック単協専任理事の参加のもとに各機関・組織と連携して、政策と運動の横断的展開をすすめます。



《政策提案運動の具体的なすすめ方》

○組織・しくみ・チームづくり

まちや地域協議会、各運動グループの方針をもとに、政策提案運動をすすめるための組織やしくみ、運動グループや地域の政策担当などと相談、協力のもとに取り組みをすすめるためのチームを設置します。

○課題・要望・ニーズの把握

統一テーマや独自のテーマの設定にあたり、地域の課題や要望、ニーズなどを集約し方向性を確認します。

○テーマの設定

地域の課題や要望、ニーズなどをもとに取り組むテーマを設定します。

○ヒアリング・フィールドワーク・学習会・各種調査

テーマに即した自治体や関連団体へのヒアリングの実施、視察や見学などフィールドワークの実施、専門家などを講師にした学習会などの開催、現状の課題や問題点、国や自治体の動向の各種調査を行い、課題を整理し共有します。

各種調査の実施においては運動グループや地域の政策担当などと相談、協力のもとにすすめます。

○政策づくり・制度提案

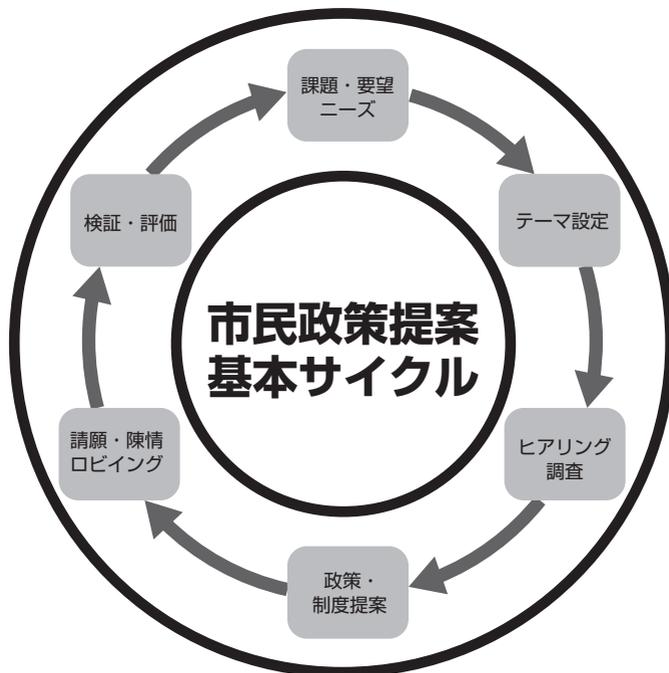
各種調査などをもとにして課題の解決のための政策・制度提案を検討し自治体への「政策提案・予算要望」としてまとめます。

○請願・陳情・ロビイングなど

作成した「政策提案・予算要望」をもとに請願や陳情、ロビー活動などを行ない、その実現に向けた取り組みを運動グループとともにすすめます。

○検証・評価・報告

取り組みを振り返り、検証・評価を行い、次の取り組みに向けた参考として活用します。それぞれの活動を共有し次につなげるため、各期ごとに「政策提案運動」の取り組みの点検や共有の機会を東京が設定します。



政策提案運動の意義——快適な暮らしの道具に

坪郷 實さん（早稲田大学名誉教授/NPOまちぽっと理事）報告から＊

なぜ、市民が政策提案をすることが重要か？

——どのような社会・地域を目指すのか？

○2023年統一自治体選挙の結果から

2023年4月に統一自治体選挙が実施されました。その結果は、投票率が低く、無投票で当選する自治体など選挙に参加、投票できない問題なども生じています。

一方で、女性の議員が増加し、統一自治体選挙を実施した東京都47市区町村での女性の当選者は34.5%と前回の30.1%を上回りました。武蔵野市議会では定数26人のところ女性が13人当選し、杉並区議会でも定数48人（性別非公表1人）のところ24人の女性が当選し、半数が女性議員となりました。

○「まち歩き」で地域課題の発見を

それぞれの自治体や地域で、それぞれの個性があります。自分が暮らす地域・まちがどのような街並みや景観なのか、多様な市民が暮らしみんなにとって快適な地域なのか、どのようなまちにしたいか、どのようなまちをつくりたいか、どのようなサービスが必要か、などを生活者の視点で考えることが必要です。

女性や子ども、高齢者や障がい者、外国籍市民の視点で、ユニバーサルデザインや生活デザイン、文化政策など市民文化の視点で見て感じて、考えるためにも「まち歩き」などを日常的にすすめてみる必要があります。

※ 「政策提案運動」第二期スタート集会（2023年5月22日開催）でのお話をもとにしています。

○市民調査にもとづく提案を

市民政策提案をすすめるためには、市民・住民へのアンケートをはじめとした現場や地域に密着した調査が必要です。その調査活動などをもとにした政策の提案をすすめます。

また、自治体の環境や福祉、まちづくりなどの基本計画や総合計画、個別な計画などを調べることも必要です。並行して関連する法律や制度、他の自治体の制度や政策なども調べたり比較することで新たな発見につながります。

市民が地域での調査活動や制度・政策調査などを行うことにより、市民ニーズの発見や制度・政策課題の整理がなされ、政策提案ができます。その提案をもとに地域政党や議員との連携や合意形成により実現につながります。

○市民ニーズを自治体政策へ

「まち歩き」をつうじて、市民が生活するうえで直面する課題の発見につながります。そこから市民のニーズを理解し市民政策提案へとつなげ、それを自治体に提案します。

市民に身近な政府である自治体は、政策開発の場です。市民間で協議して、市民に共通した課題は何か、市民合意を得るための課題は何か、など、誰もが共に暮らせる地域をつくるためにも市民自らが政策を提案することが必要です。

○地方自治は、市民自治の営みが基盤

活動のステップ1としては、どのような社会・地域をつくるのかを考えることが必要です。地方自治は、市民自治と自治体政策との組み合わせであり、そのことが国への提案にもつながります。自治体は、市民がつくるものであり、自治体政策は生活する市民なくしては考えられません。

子育てや介護、食、エネルギー、働く、などなど、地域で生活する市民は、さまざまな問題に直面し、そこから多様なニーズが生じます。近年は、複合的都市型社会と言われ、人口減少がすすみ、サービスや情報

においてIT・AI化がすすみつつあります。そのことにより市民の生活や課題、ニーズも変化していくことが予想されます。その変化を市民自らが捉え政策化し提案していくことが、今後より求められることとなります。

ジェンダー平等政策やケアラー支援、気候保護政策など、この間も市民の課題やニーズも多様化しています。市民個人のニーズを起点とする地域の政策課題を掘り起こし、公共政策として政策・制度が作られ実施されることにより問題解決が可能となります。

○自治体を市民が使いこなす

ステップ2として、自治体のしくみを知り、使いこなすことが必要です。首長・行政機構（政策実施）と議会（予算と政策決定）のしくみ、首長（市長、区長、知事）と議会（市議会、区議会、都議会）議員を選挙で選ぶことなど、自治体政府は市民がつくる政府であり主権者は市民です。

投票をはじめ選挙に参加することはもちろん、市民参加・市民政策をより市民ニーズにあうしくみに変えていくことが必要です。そのためには、生活感覚のある議員を増やすこと、さらに女性議員を増やすことが必要であり、地域政党の役割は重要です。女性議員が3割を越えると政策が変わると言われています。

このような動きをつくり強めるためにも、自治体のしくみを知り政策を変える、提案していくことが必要です。

活動の紹介①——2022年度の活動から

食と農：地場産・地域農産物の供給・活用の促進 …まち江戸川

活動の
きっかけ

運営委員会で“学校給食”をテーマにして政策提案活動
をすることを決定。「まちカフェ：代理人と学校給食に
ついて話そう！～有機給食を目指して～」をまち主催で
企画し、参加者の有志で実行委員会を発足。まちの活動
方針で「学校給食に、地場産農産物や持続可能な食材の
供給と活用を実現するための活動を行います」とした。

メンバー

9人で発足（現在は8人）。まち委員、ちいき委員、代理人、
理事や委員活動を経験したメンバーで構成。

活動内容

- 1.江戸川区の学校給食実態調査：江戸川区教育委員会へ
のヒアリング、学校給食の献立比較調査
- 2.江戸川区の農業調査：東京都中央農業改良普及セン
ター東部分室へのヒアリング、江戸川区の小松菜農家・
農園の視察、区民農園やふれあい農園を行っている兼
業農家の農園訪問
- 3.生活クラブアースメイド野菜の学習会の開催
➡2024年度に江戸川区へ政策提案を目標に活動中

成果

有機給食に興味がある組合員が初めて企画に参加

今後の予定

陳情活動や、代理人を通して議会質問などを検討中

江戸川区における学校給食、農業に関する調査

○江戸川区教育委員会へのヒアリングでわかったこと

- ・ 給食の食材について、校長、主任、教員（食育リーダー）、PTA役員、評議員などで構成する給食運営委員会で次年度の計画をたて、計画にもとづき食材を決定し納入
- ・ 栄養士の人件費は、東京都、江戸川区、民間がそれぞれで拠出など

○江戸川区立小学校31校・学校給食献立比較調査でわかったこと

- ・ 学校（栄養士）ごとに献立内容に違いがあり表記のしかたが違う
- ・ 小松菜は「江戸川区産」と記しているところ・いないところがある
- ・ 加工品の使用頻度が各学校によって違うなど

※ 学校給食献立比較調査は一覧表を作成

○東京都中央農業改良普及センター東部分室へのヒアリングでわかったこと

- ・ 統計的なデータはないが、学校給食への地場産野菜の導入では江戸川区は都内の自治体で金額ベースでベスト3に入る
- ・ 小松菜は、世田谷区、大田区、中野区などの学校給食に供給している
- ・ 江戸川区、葛飾区、足立区では、小松菜を使用した小中学校一斉給食を実施など



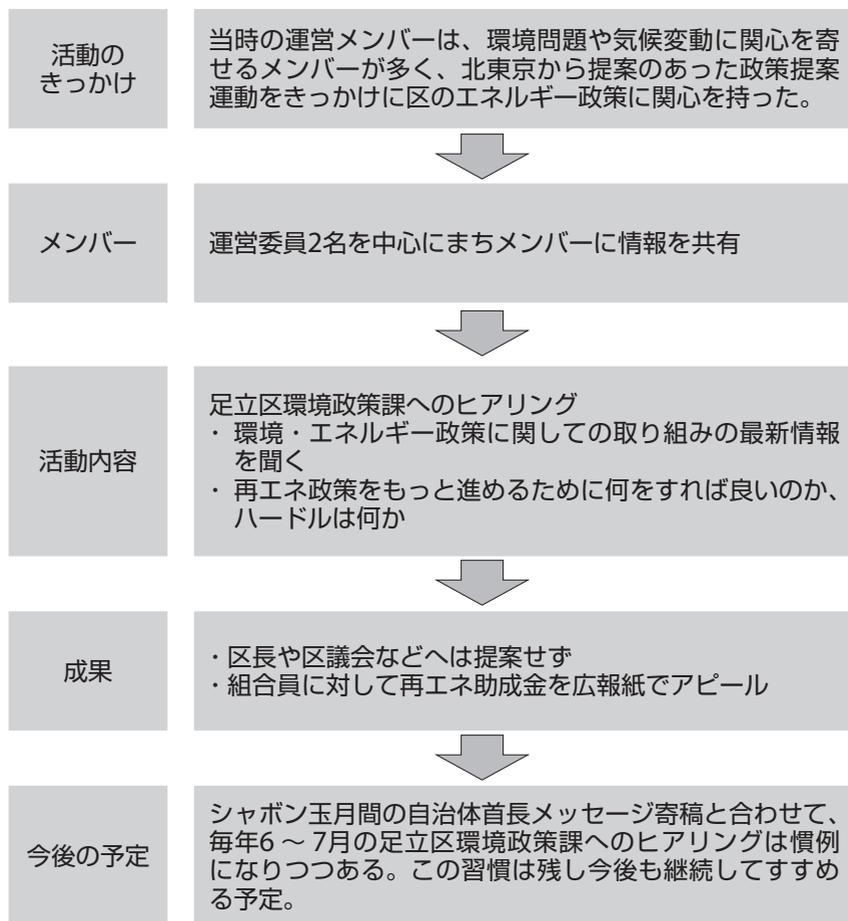
農業改良普及センター訪問



ふれあい農園見学

活動の紹介②——2022年度の活動から

エネルギー：エネルギーの自給 …まちあだち



足立区環境政策課担当課へのヒアリングから

- ・ エネルギー関連の方針は「第三次足立区環境基本計画改訂版」に
- ・ 計画期間は2017年度から2024年度までの8年間
- ・ 2030年までに46%削減（2013年度比）、2050年度までに排出量実質ゼロ、目標は「生活クラブ行動宣言2030」とほぼ一緒！
- ・ 太陽光発電の2020年度導入量（実績）39,280W、2030年度導入量目標値 61,468W
- ・ 「気候変動適応対策エアコン購入費補助金」（個人向け）、「太陽エネルギー利用システム設置費補助金」（個人・事業者・集合住宅向け）、「集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金」（事業者・集合住宅向け）、「家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助金」（個人向け）などなど、多くの補助事業等がある
- ・ 生活クラブでんきをはじめ再エネに変えると「再エネ電力導入サポートプラン協力金」として、一律2万円の協力金が足立区から受けられる

など、発見や気づきがあり、情報発信にもつながりました。

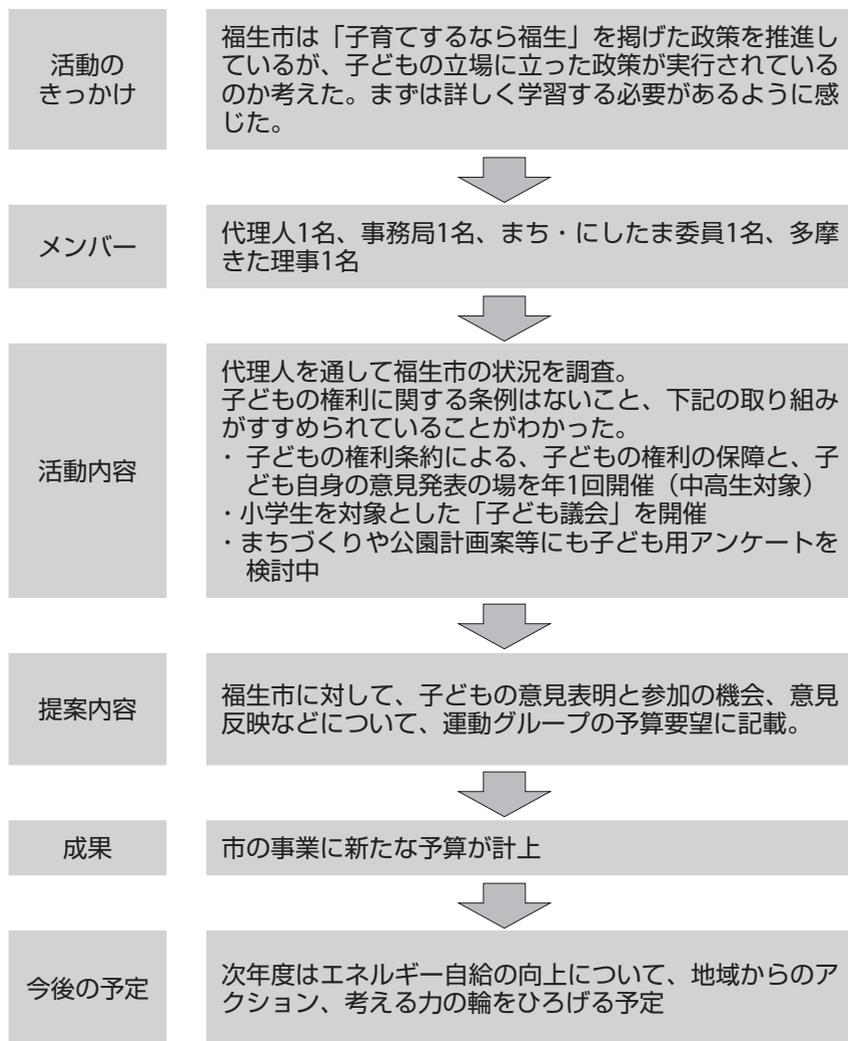
感想気づいたこと

- ・ 環境イベントなどで今後まちも参加してワークショップもできたらという話ができた。
- ・ さまざまな環境政策があることを改めて知りました。
- ・ エコ活動ネットワーク足立EANA（いーな）*にまちあだちで登録できたらいいなと思った。

* 「EANA（いーな）EcoActivityNetworkAdachi」は、区内で環境活動・環境に係る活動を行う団体・事業者を対象とした登録制のネットワークです。登録団体の情報を発信・提供し、区民に団体の環境活動のお知らせや環境意識の啓発を図ることで、足立区の環境活動の推進を目指しています。

活動の紹介③——2022年度の活動から

子ども：子どもの権利が守られるまちに …まち・にしたま



福生市への予算要望と回答

【提案1】

子どもも親も一人にしない子育て支援をすすめるため、「『子どもの権利』について、広く市民に啓発活動を行うとともに、全課での理解を深める」ことを提案。

【福生市からの回答（子ども家庭支援課より）】

- ・「子育てハンドブック」に掲載し子育て中の市民に呼びかけている
 - ・「ふれあい広場」に、「子どもの権利」についてわかりやすくパウチングしたカードを置き、継続した啓発活動に努める
 - ・全課での理解を深めるため、必要な情報の周知に努めていく
- 事業の一部を変更し、「子ども家庭支援センター事業」として予算が計上された。

【提案2】

すべての子どもが豊かに学び合い生きる力をつける教育の推進のため、子どもが「子どもの権利」について学ぶ機会をつくることを提案。

【福生市からの回答（子ども育成課、教育指導課より）】

- ・児童館で実施する事業に組み入れられるか検討する
- ・学習指導要領にもとづき、小学校6学年の社会及び中学校の社会（公民的分野）で、国民としての権利や基本的人権の尊重について指導
- ・中学校の公民の教科書による「子どもの権利条約」を指導することで、子どもに保障されている権利について理解を深める



福生市長に要望書を提出

学校給食への牛乳選択制導入 …多摩市

多摩市では、2020年6月から学校給食の牛乳の容器を紙パックから「びん牛乳」に変更し、生活クラブのパスチャライズド牛乳が採用されました。

一方で、2020年6月から2021年1月までの8カ月間で、市内の小中学校では11万5431本もの牛乳が廃棄されていました。

この学校現場での食品ロスの問題について、生活クラブ運動グループ多摩市地域協議会として取り組むこととし、各種調査活動をすすめるとともに「学校給食の牛乳に関するアンケート」の実施や「学校給食の牛乳を考える集会」を開催してきました。

2022年8月に、多摩市教育委員会定例会に食品ロスと児童生徒の気持ちの観点から、新学期での牛乳提供の選択を求める陳情が提出されました。牛乳アレルギーの診断に至らなくとも、苦手だったり体質に合わないと感じている児童生徒が牛乳を廃棄することになる食品ロスは、食や地球環境などの問題にも関わり、SDGsを学ぶ子どもたちにとっても大きな問題です。

継続審査になっていた陳情は、9月の教育委員会で審査が行われ、全員一致で採択されました。

生活の中から課題を発見し、生活クラブ運動グループを中心としてすすめた政策提案運動の一つの事例です。この問題は他の地域でも同様に生じていることとされます。この事例を参考にしてあなたの地域でも取り組みを進めてみてはいかがでしょうか。



撮影／高木あつ子

政治参加の方法

直接請求

直接請求とは、間接民主制を補完するしくみとして、自治体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の一定数以上の連署（署名）を集めることで、その代表者から一定事項を請求することができる制度です。

種類	必要な署名数	請求先	
条例の制定・改廃の請求	選挙権を有する者の50分の1以上	長	
事務の監査請求		監査委員	
議会の解散請求	選挙権を有する者の3分の1以上 (議員の解職請求の場合、選挙区があるときは、所属する選挙区を単位として計算する。) (※) 選挙権を有する者が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。	選挙管理委員会	
解職請求		議員	長
		長	
		主要な公務員 (副知事、副市町村長、選挙管理委員等)	

生活クラブが関わった過去の直接請求の事例

○食品安全条例の直接請求

1989年3月に、生活クラブ・東京が中心となり、都民の食品安全行政への参加の権利を位置づけることなどを柱とする「食品安全条例の制定」を東京都に求めた。成立要件の18万人を大きく超えた約55万人の署名を集めた。都議会では、3回の継続審議の後否決されたが、食品安全関係予算の大幅増加や基本方針の策定等という変化を起こした。その後、2004年に「食品安全条例」が制定される。

○リサイクル条例の直接請求

1992年4月、生活クラブ・東京が中心となり「リサイクル条例」の制定を各自治体ですすめるため、直接請求・請願等の運動を展開。その結果として、保谷市（現西東京市：全会一致可決）、国分寺市（修正可決）、八王子市（修正可決）となった。なお、保谷市のリサイクル条例は直接請求により制定された全国初の条例である。

○「原発」都民投票条例の直接請求

東日本大震災の後、原発の稼働について主権者の判断の権利を求めた直接請求を実施。生活クラブ運動グループも参加した「直接請求を成功させる会」を中心に2011年12月より署名開始し、32万人の署名を集めた。2012年6月、都議会否決。常設型住民投票条例やと議会改革の必要性という新たな課題発見につながった。

請願

請願とは、国民に認められた憲法上（第16条）の権利の一つで、国または自治体の機関に対して意見や希望を述べることをいい、その手続などは請願法によります。

自治体議会に対する請願は、地方自治法及び各議会の会議規則などに規定されており、提出には紹介議員を必要とします。

提出された請願は、所管常任委員会など（自治体によって委員会は異なります）に審査を付託し、その審査の結果を本会議に報告し、議会としての採択・不採択の決定をします。自治体によっては提出者が委員会に出席し直接説明します。

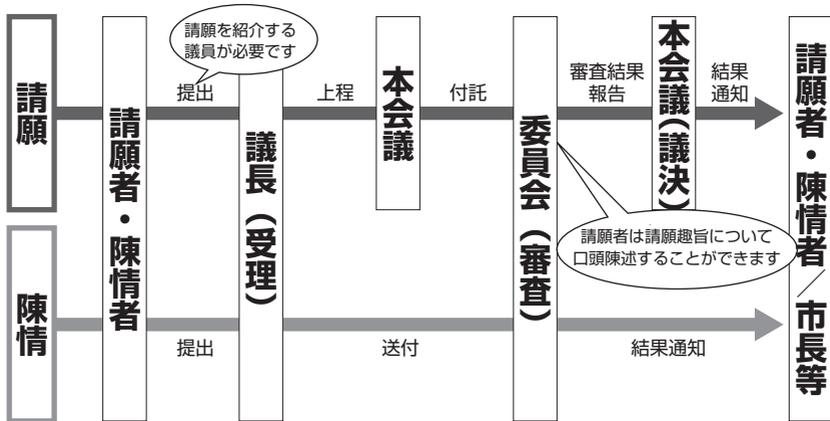
採択した請願は、市長・区長・知事などやその他の執行機関に送付するにあたり、議会から処理の経過及び結果の報告を請求することができ、議会、執行機関双方に実現への努力が要請されます。

陳情

陳情とは、請願と同じような性格を持ち、様式も請願書に準じるものですが、紹介議員を必要としないという違いがあります。また、請願ほど明確な法律上の規定がないため、各議会において取り扱いが異なる場合があります。

提出された陳情は、請願と同様に所管常任委員会など（自治体によって委員会は異なります）に審査を付託し、その審査の結果を本会議に報告し、議会としての採択・不採択の決定をします。

採択した陳情は、市長・区長・知事などやその他の執行機関に送付するにあたり、議会から処理の経過及び結果の報告を請求することができ、議会、執行機関双方に実現への努力が要請されます。



意見書

地方自治法第99条において、地方公共団体の公益にかかわる事柄に関して、議会の議決にもとづき、議会としての意見や希望を意見書として内閣総理大臣、国会、関係行政庁に提出できることとされています。

各定例会に会派単位で意見書案を提案し、議会運営委員会（※各議会において取り扱いが異なる場合があります）での協議により、議員発議で提案し、採択します（自治体により委員会や取り扱いルールが異なります）。

また、市民などから意見書提出を求める請願が提出されることもあります。これについては請願の内容により取り扱いに違いがあり、採択された場合は、議員発議で意見書を提案し、採択することになります。

意見書には法的拘束力はありませんが、住民代表である議会の総意として尊重されます。

議員提案のしくみ

議案には、市長・区長・知事が提出するものと議員が提出するもの、委員会が提出するものがあります。

議員が提出するものは、意見書・決議などを除き、議員定数の1/12

議案の成立まで



※ 各議会において取り扱いが異なる場合があります。

以上の賛成者が必要です。

委員会が提出するものは、委員長名をもって提出されます。提出された議案は、提出者が本会議で内容や理由などを説明します。

ロビー活動

ロビー活動（ロビイングとも言われています）は、特に法律にもとづくルールなどはありません。制度・政策の提案や請願・陳情など、議員としての取り組みや議会での採択などを求めてその決定権を持つ議員などに対して直接接触し、説明や意見交換を行うことなどを称してロビー活動としています。

一般的には、自治体議会の議員に直接、または事務所の関係者に電話やFAX、電子メールなどで連絡をとり、面談の機会（アポイント）をとりつけて直接会います。

面談の際には、政策提案や請願・陳情の内容、その提案の根拠となる説明資料などを提示して説明することが必要です。わかりやすく効果的な資料を準備するなど、短時間の説明で理解されるように工夫しましょう。

議会の傍聴

自治体議会はだれでも傍聴が可能です。本会議、委員会など、原則として傍聴可能ですが、それぞれの自治体で定員数などが決められており、撮影や録音、写真撮影などは禁止されています。また、多くの自治体では生中継や録画配信などインターネット中継により映像を見ることができま

以上のような政治参加の方法がしくみとしてあります。自治体によりその方法などが異なる場合もありますので、詳細についてはそれぞれの自治体の議会事務局に直接問い合わせてください。



2024年7月1日発行

1500部発行

編集◎生活クラブ 東京政策推進会議

協力◎NPO法人まちぽっと

発行所◎生活クラブ生活協同組合・東京

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂 3-13-13

TEL◎03-5426-5200

<https://tokyo.seikatsuclub.coop/>